

胎内市子ども読書活動推進計画

胎内市教育委員会

目 次

第1章 胎内市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の対象	1
4. 計画の期間	1
5. 計画の基本方針	2

第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

1. 乳幼児期における読書活動の推進	3
2. 保育園・認定こども園における読書活動の推進	5
3. 小学校における読書活動の推進	7
4. 中学校における読書活動の推進	9
5. 図書館における読書活動の推進	11

【参考資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律	14
-------------------	----

【アンケートの実施状況と回収結果】

本計画の策定にあたって市内の子どもたちの読書に関する現状を把握するため、次のとおりアンケートを実施しました。

①調査対象と回収結果

	対象者数(人)	回収数(人)	回収率(%)
市内保育園・認定こども園全8園の 4歳児(年中)クラスの保護者	227	189	83.3
市内小学校全5校の2年生児童	220	219	99.6
市内小学校全5校の5年生児童	247	241	97.6
市内中学校全4校の2年生生徒	289	272	94.1
計	983	921	93.7

②調査期間

平成27年3月3日から平成27年3月20日まで

第1章 胎内市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

読書は、子どもから大人まで、どの年代にとっても欠くことのできない知的活動であると言えます。特に子どもにとってそれは言葉を学び、知識を得るためだけではなく、感性を磨いたり、表現力や想像力を高めたり、豊かな心を育むために必要な活動のひとつです。

しかし、現代社会において、テレビやインターネット、携帯電話などをはじめとするさまざまな情報メディアが発達・普及したこと、また、塾やスポーツ、習い事など、これらにかかる時間が多くを占めることで子どもの「活字離れ」、「読書離れ」が進んでいます。

このため、国では「子ども読書活動の推進に関する法律^{*1}」を定め、これに基づく「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画^{*2}」を策定し子どもの読書活動の推進を図っています。また、新潟県においても「新潟県子ども読書活動推進計画^{*3}」を策定し推進を図っています。

胎内市においても子どもの「活字離れ」、「読書離れ」が進んでおり、関係機関が連携・協力して市の子どもの読書活動を推進する必要があります。「胎内市教育振興基本計画（第一期計画：平成26年度から平成30年度まで）^{*4}」においては、基本方針のひとつとして「心豊かで広い心を持つ人材の育成」を掲げ、それを達成するための重点項目として「子どもの読書活動の推進」をあげ、その中で本計画を策定するとしています。

2. 計画の目的

子どもたちが意欲的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくり、そして読書活動を通して子どもたちが豊かな心を育み、より深く生きる力を培うことができる環境づくりを目指す。

3. 計画の対象

この計画の対象は、おおむね18歳までの子どもとします。また、その家庭、地域、保育園等や学校、図書館など、子どもの読書活動の推進に関わるすべての個人、団体についても対象とします。

4. 計画の期間

平成28年度（平成28年4月）から平成32年度（平成33年3月）までの5年間

※1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月施行（平成13年法律第154号）※14ページ参考資料

※2 子ども読書活動の推進に関する基本的な計画

第一次基本計画（平成14年8月策定）、第二次基本計画（平成20年3月策定）、第三次計画（平成25年5月策定）

※3 新潟県子ども読書活動推進計画

第一次計画（平成16年3月策定）、第二次計画（平成21年3月策定）

※4 胎内市教育振興基本計画

第一期計画（平成25年12月策定）

5. 計画の基本方針

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書活動の意義とその重要性についての周知・啓発に努め、子どもが読書に親しむ機会を提供する。

基本方針2 子どもの読書環境の整備・充実

子どもの読書活動を推進するために学校図書館や市立図書館などの関係施設の環境整備・充実とその蔵書整備・充実を図る。

基本方針3 子どもの読書活動推進のための連携・協力

子どもの読書活動に携わる家庭、保育園等や学校、図書館などの関係機関やボランティアなどと連携を図り、子どもの読書活動を推進する。

第2章 子どもの読書活動を推進するための方策

1. 乳幼児期における読書活動の推進

(1) 現状と課題

子どもの読書習慣とその環境作りのきっかけのひとつとなるものが乳幼児期における家庭での読み聞かせです。赤ちゃんの時から読み聞かせを通して親子で読書を楽しみ、それを繰り返していくことで子どもの読書習慣の基礎が作られていきます。そして、この時期の絵本の読み聞かせは、親子が触れ合う時間にもなり、良好な親子関係をつくりあげていくための手助けにもなります。この計画の策定にあたり市内保育園・認定こども園^{※5}の4歳児保護者に実施したアンケート調査で読み聞かせの開始時期についての質問では、妊娠中から2歳未満のうちに読み聞かせを始めたと回答した保護者の合計の割合が全体の83.0%を占めています。(図1[4ページ]) このことから乳幼児期での読書活動の推進を図るには、この時期での保護者への働きかけを充実させる必要があります。

また、子どもの読書活動を推進するためには、子どもに対する働きかけはもちろんのこと、家庭への働きかけも必要です。子どもが読書習慣を身に付けていく上で、家庭が果たす役割はとて大きく、家庭での環境づくりが重要で保護者は子どもに読書をすすめるだけでなく、一緒になって読書を楽しみ、身近に本がある環境を整えてやることで子どもの本への興味、関心が育まれていきます。このことについての保護者の意識の高さは、「子どもが読書に親しむようになるために必要と思うことは何ですか」という質問に対するアンケート結果で「家で読み聞かせをする」という回答割合が全体の84.1%、「家族が本に親しむ」が68.2%を占めるという回答結果からもうかがうことができます。(図2[4ページ])

(2) 推進のための方策

① 保護者への働きかけ【充実】

子どもの読書活動を推進するには、保護者に対しその意義や重要性を知ってもらうことが重要です。このことについて保育園・認定こども園、学校、市立図書館などから保護者への情報提供やイベントを実施するなど働きかけを行います。

② ブックスタート事業【充実】

市では乳幼児の4か月、1歳6か月健診時に読み聞かせや親子の触れ合いに活用するための絵本を配付していますが、それに加えて読み聞かせの実演やブックリスト、図書館利用案内等の配付なども行うことでその充実を図ります。

③ 家族の読書活動への支援【継続】

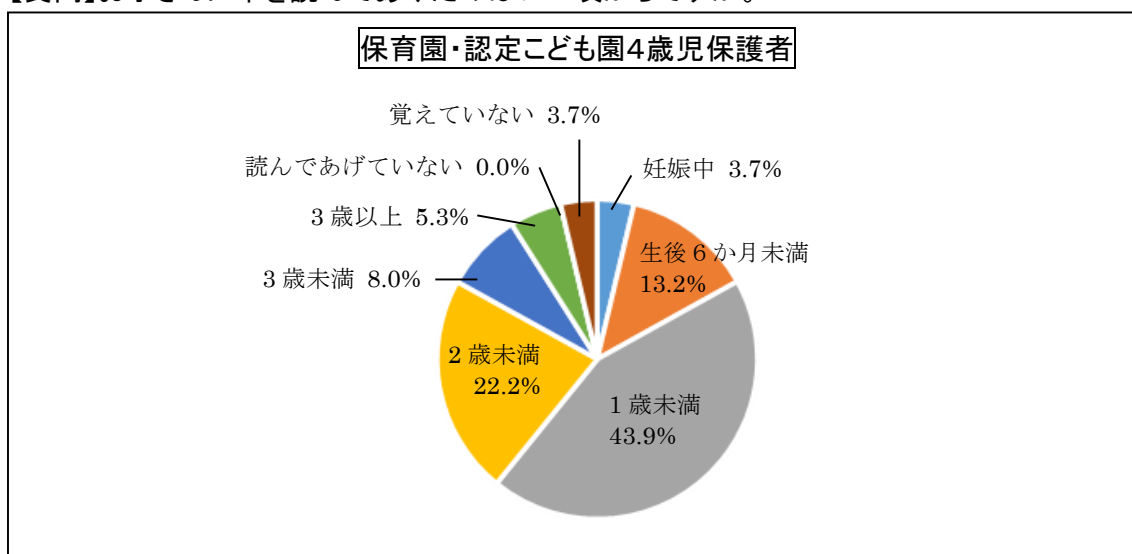
身近に本があり、家族みんなで読書に親しみ、楽しむ環境作りの支援するために広報紙などで多様な図書を紹介するなど情報提供に努めます。

④ 子育て支援センター^{※6}での読書推進活動【継続】

地域の乳幼児が集まる子育て支援センターにおいて読み聞かせなどを行うことで乳幼児が読書活動に親しむ機会を提供します。

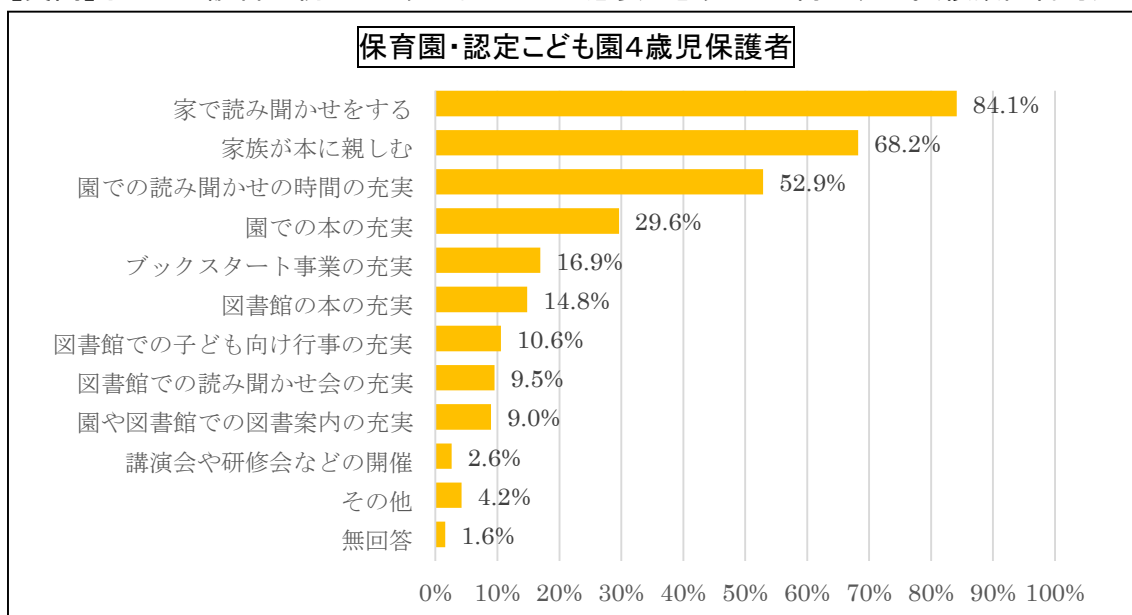
〈図1〉～アンケート結果より～

【質問】お子さんに本を読んであげたのはいつ頃からですか。



〈図2〉～アンケート結果より～

【質問】子どもが読書に親しむようになるために必要と思うことは何ですか。(複数回答可)



※5 認定こども園

幼稚園および保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。2015年現在、市内では市立1園、私立1園の計2園。

※6 子育て支援センター

地域の子育て家庭を支援するために設置されている施設。子育てに関する情報提供、相談、遊びの場の提供などを行っている。2015年現在、市内では保育所などの施設を利用して6か所で開設。

2. 保育園・認定こども園における読書活動の推進

(1) 現状と課題

保育園・認定こども園では保育・教育活動の一環として絵本の読み聞かせや紙芝居などを行っているほか、家庭でも親子で絵本を読むよう貸し出しを行うなど、子どもたちが読書活動に親しむ機会を提供しています。

アンケート結果によれば、「家でお子さんに読み聞かせを行っていますか。」という読み聞かせの頻度についての質問に対し、「毎日」という回答割合が全体の23.3%、「週に3,4回」が18.0%、「週に1,2回」が37.6%と合計で78.9%となり、多くの家庭で週に1回以上読み聞かせを行っていることとなります。(図3[6ページ]) また、「子どもが読書に親しむようになるために必要と思うことは何ですか」という質問に対し、「園での読み聞かせの時間の充実」が全体の52.9%、「園での本の充実」が29.6%となっており、園における読書活動の充実と環境整備を望む保護者の声も決して少なくないようです。(図2[4ページ])

子どもが1日の多くの時間を過ごすことになる園において、読み聞かせなどを行い、読書の楽しさを知る機会や興味を持つ機会を与えることは、読書活動の習慣化や幼児期の知的発育の促進につながります。また、園では、子どもの感性を磨き、表現力や想像力を高め、広く豊かな心を育むために、子どもの発達段階に応じた読書活動の支援や蔵書の充実、環境整備を行っていくことが必要です。

(2) 推進のための方策

①絵本の貸し出し【継続】

各園で絵本の貸し出しを行うことで子どもの家庭での読書活動を支援します。

②読み聞かせの実施【充実】

保育・教育活動の一環として読み聞かせを継続して行うとともに、図書館職員やボランティアによる読み聞かせも行うなど読み聞かせの機会・内容の充実に努めます。

③園内の読書環境の整備【充実】

園内において園児が興味を持って自ら手に取るような図書、また発達段階に応じた魅力ある図書の充実に努めます。

④保護者への情報発信【継続】

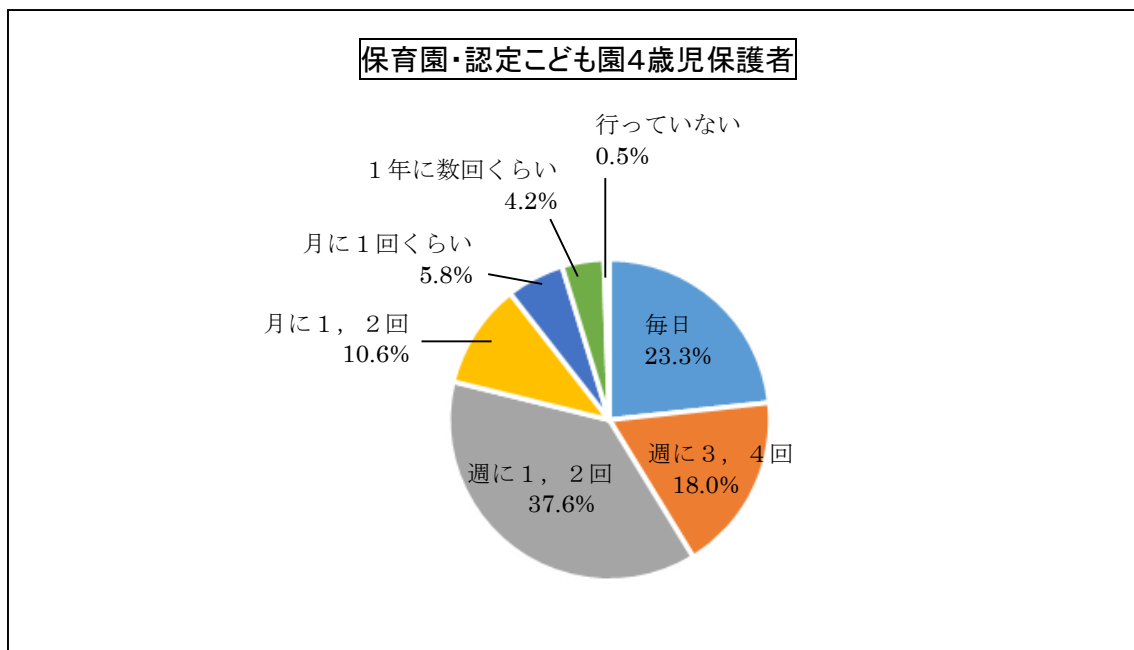
行事や園だよりなどを通して保護者に対し読書活動の重要性、その意義についての情報発信に努めます。

⑤保育士・幼稚園教諭への啓発【新規】

保育士・幼稚園教諭の読み聞かせに必要な知識・技能の向上を図るための研修などを行います。

〈図3〉～アンケート結果より～

【質問】家でお子さんに“読み聞かせ”を行っていますか。



3. 小学校における読書活動の推進

(1) 現状と課題

学校教育法第21条第5項では、義務教育として行われる普通教育の目標の中のひとつに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」とあり、読書活動の重要性をあげています。小学校では、学級文庫の設置、読書旬間、朝読書などの読書タイムの実施、ボランティアによる読み聞かせなど、さまざまな読書活動の取り組みを行っています。しかし、学年が上がるに従い勉強やスポーツ、習い事などで忙しくなり、読書への興味、親しむ機会が減少していく傾向にあるのが現状です。この傾向は当市においても同様で、市内小学校2, 5年生に実施したアンケート結果に表れています。(図4～6 [8ページ])

児童が読書を通して新しい知識や言葉を学ぶだけでなく、感性を磨き、表現力や想像力を高めることができるよう、また、自らの考え方を深め、広く豊かな心を育ていけるよう、学校、図書館などが連携を図り、児童の最も身近にある学校図書館の読書環境を整え、学校教育の中において読書活動の推進を図っていくことが必要です。

(2) 推進のための方策

① 学校図書館の環境整備【充実】

児童が学校図書館に行きたくなるような環境整備をし、多様な図書に触れる機会を持てるよう蔵書の充実と各教科等の教育活動を支える蔵書構成に努めます。

② 学級文庫の設置【充実】

学級文庫を設置している小学校では、その内容の充実に努め、未設置の小学校については設置をすることで、児童の身近に本のある環境を作ります。

③ 読書活動の推進【継続】

各小学校で朝読書などの読書タイムの実施や読み聞かせなどの読書活動の取り組みを行うとともに、司書教諭^{※7}、図書館担当教諭、学校司書^{※8}、図書委員会が協力して読書旬間や図書だよりなどを通して読書の楽しさを伝えていきます。

④ 学校司書による支援【継続】

学校司書が各小学校を巡回し、各校の司書教諭や図書館担当教諭の指導のもと、蔵書整備や魅力ある展示、学校図書館を活用した学習活動等について支援をします。

⑤ 授業における学校図書館の活用【充実】

授業における調べ学習等で学校図書館の図書や資料の活用に努めます。

⑥ 市立図書館との連携【充実】

児童の読書活動、多様化する調べ学習や総合的な学習の時間などにおいて団体貸出を活用するなど市立図書館との連携を強化します。

※7 司書教諭

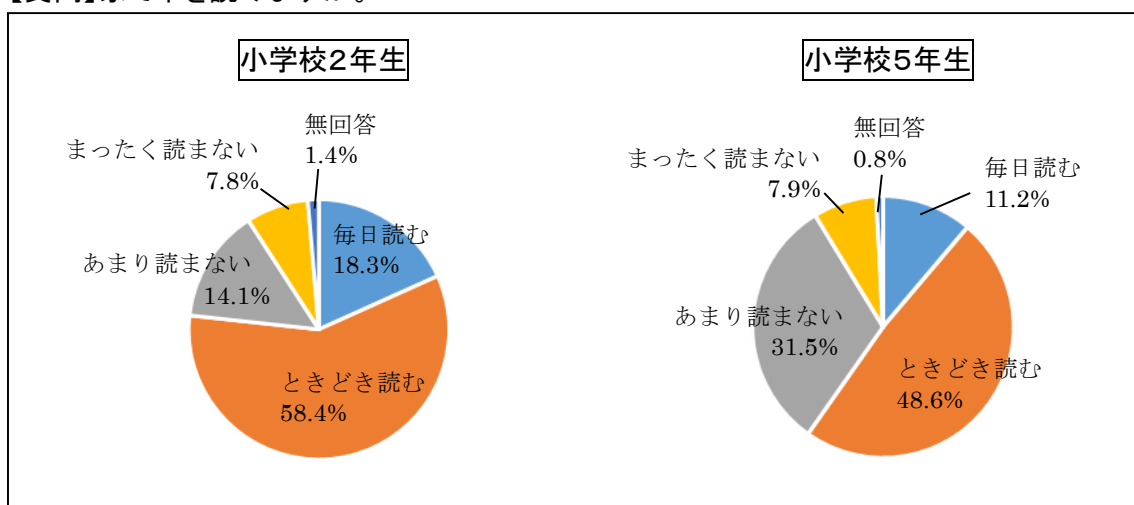
学校図書館の専門的職務を担う教員で学級数が合計12学級以上の学校には必置。

※8 学校司書

教員としてではなく事務職員として採用され学校図書館に勤務する者。

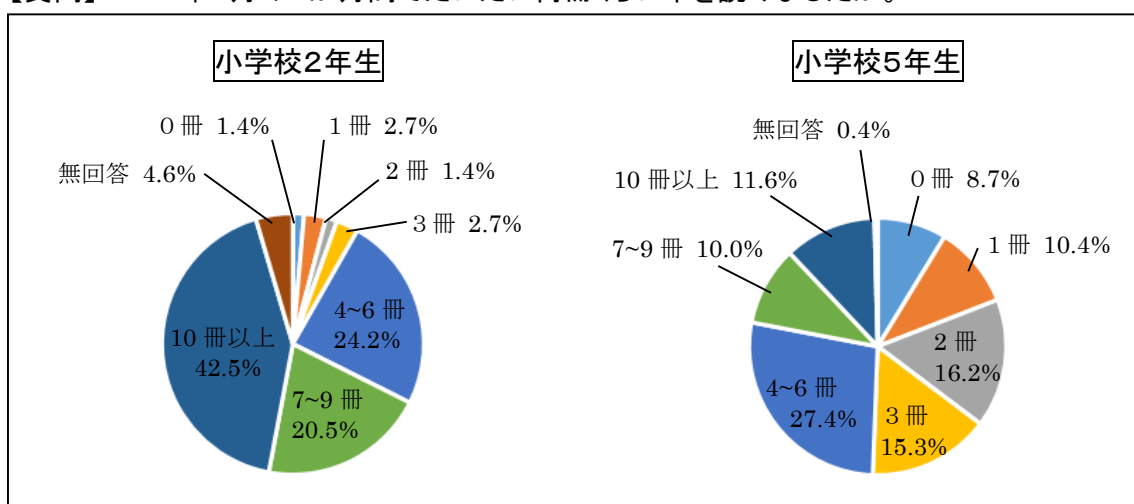
〈図4〉～アンケート結果より～

【質問】家で本を読みますか。



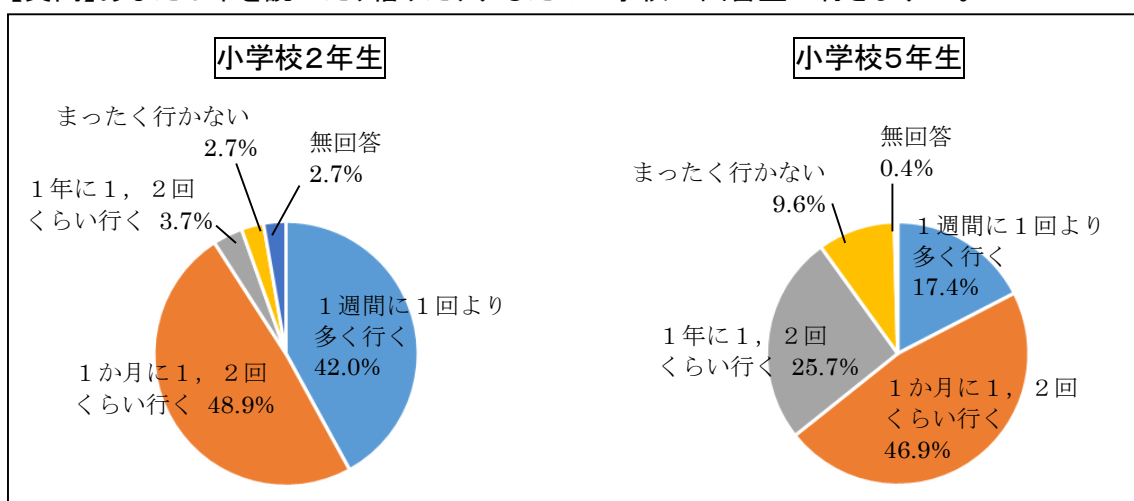
〈図5〉～アンケート結果より～

【質問】2015年2月の1か月間でだいたい何冊くらい本を読みましたか。



〈図6〉～アンケート結果より～

【質問】あなたは本を読んだり借りたりするために学校の図書室へ行きますか。



4. 中学校における読書活動の推進

(1) 現状と課題

中学校においても、学級文庫の設置、朝読書などの読書タイム、読書感想文など、さまざまな読書活動の取り組みをしていますが、小学校の時よりも勉強や部活動、習い事などでさらに忙しくなることで、読書への興味、親しむ機会がさらに減少していく傾向にあるのが現状です。この傾向は当市においても同様で、市内中学校2年生に実施したアンケート結果に表れています。(図7～9[10ページ])

小学校の読書活動で培ったものをより豊かにしつつ、小学校の時と同様に新しい知識や言葉を学ぶだけでなく、感性を磨き、表現力や想像力をさらに高めることができるよう、また、自らの考え方を深め、広く豊かな心を育ていけるよう、学校、図書館などが連携を図り、生徒の最も身近にある学校図書館の読書環境を整え、学校教育の中において読書活動の推進を図っていく必要があります。

(2) 推進のための方策

① 学校図書館の環境整備【充実】

生徒が学校図書館に行きたくなるような環境整備をし、多様な図書に触れる機会を持てるよう蔵書の充実と各教科等の教育活動を支える蔵書構成に努めます。

② 学級文庫の設置【継続】

学級文庫を設置している中学校では、その内容の充実に努め、未設置の中学校については設置をすることで、児童の身近に本のある環境を作ります。

③ 読書活動の推進【継続】

各中学校で朝読書などの読書タイムの実施などの読書活動の取り組みを行うとともに、司書教諭、図書館担当教諭、学校司書、図書委員会が協力して読書の楽しさを伝えていきます。

④ 学校司書による支援【継続】

学校司書が各中学校を巡回し、各校の司書教諭や図書館担当教諭の指導のもと、蔵書整備や魅力ある展示、学校図書館を活用した学習活動等について支援をします。

⑤ 授業での学校図書館の活用【充実】

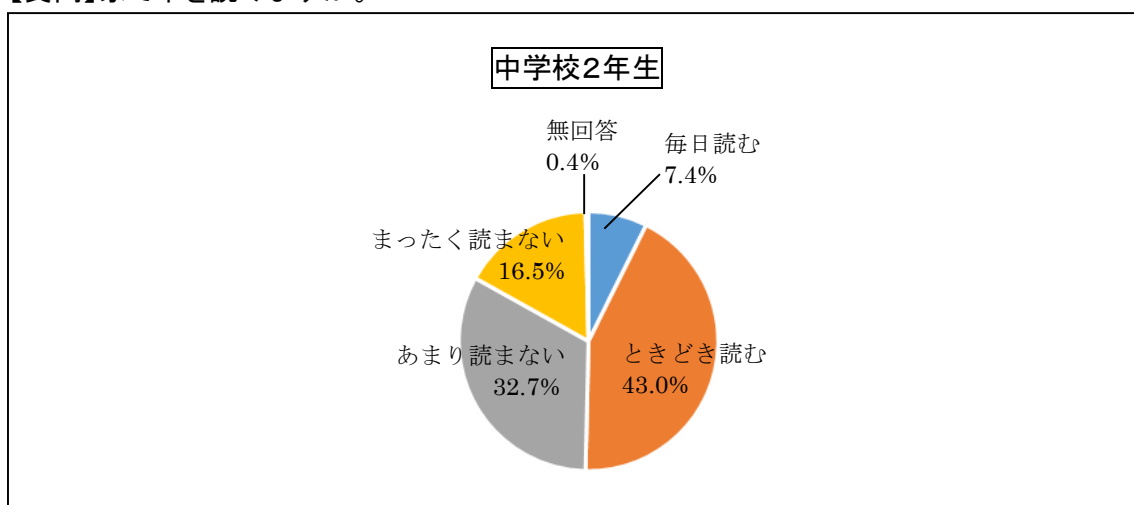
授業での調べ学習等で学校図書館の図書や資料の活用に努めます。

⑥ 市立図書館との連携【充実】

生徒の読書活動、多様化する調べ学習や総合的な学習の時間などにおいて団体貸出を活用するなど市立図書館との連携を強化します。

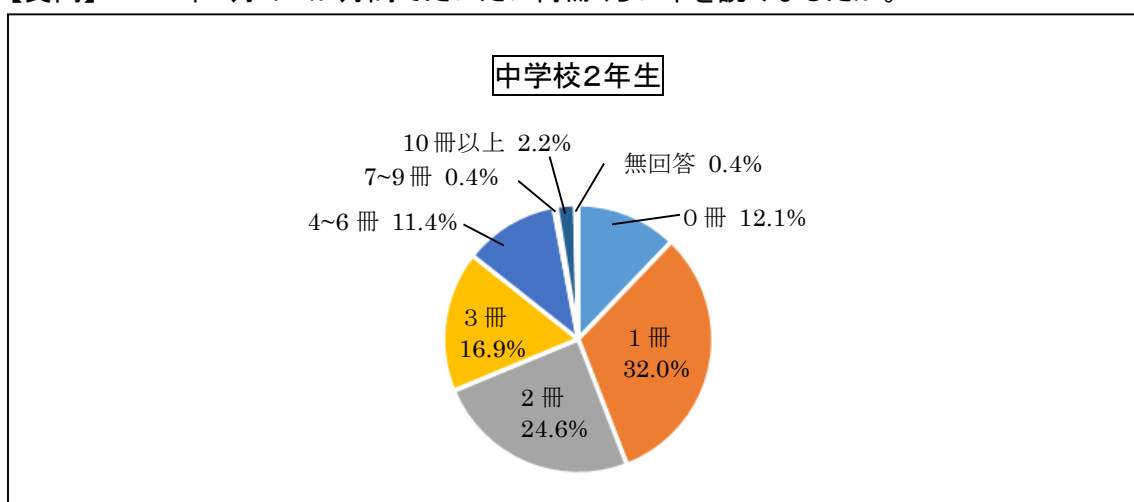
〈図7〉～アンケート結果より～

【質問】家で本を読みますか。



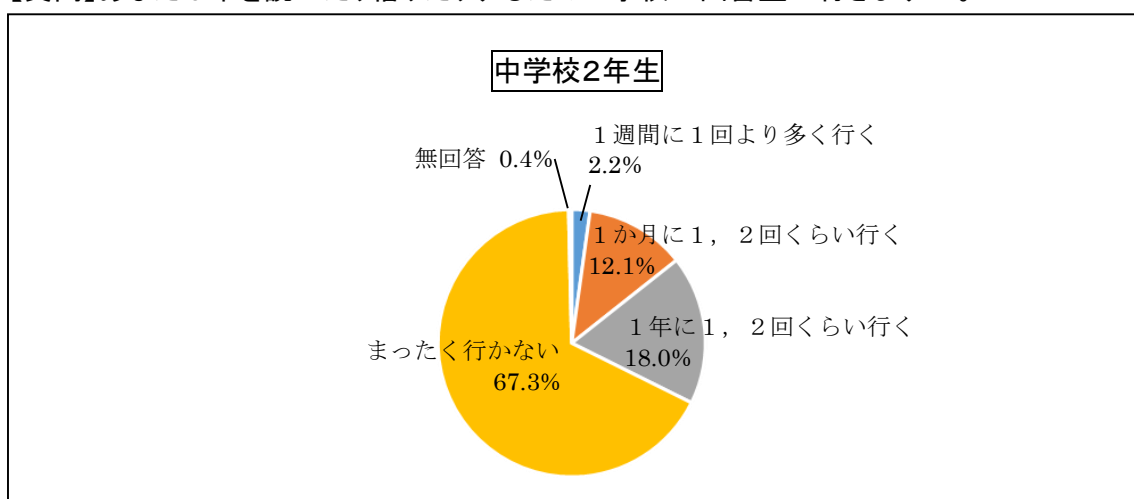
〈図8〉～アンケート結果より～

【質問】2015年2月の1か月間でだいたい何冊くらい本を読みましたか。



〈図9〉～アンケート結果より～

【質問】あなたは本を読んだり借りたりするために学校の図書室へ行きますか。



5. 図書館における読書活動の推進

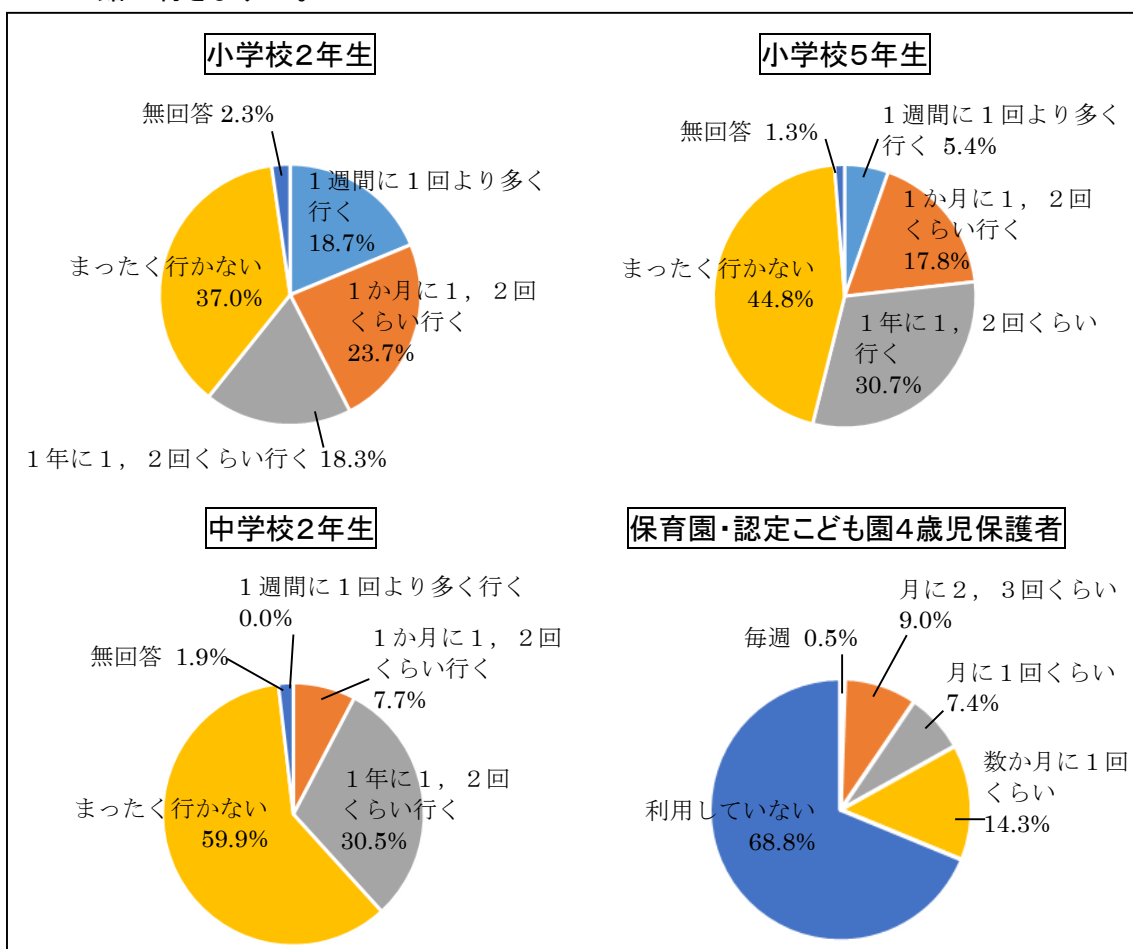
(1) 現状と課題

子どもたちにとって図書館は、いろいろな本と出会い、読書の楽しさを知り、興味や好奇心を満たし、学習課題の解決などに必要な情報を得ることのできる場所です。小中学校の児童生徒へのアンケート結果によれば、市立図書館へ行く頻度の質問で「1年に1, 2回くらい行く」、「まったく行かない」と回答した人の合計の割合が、小学校2年生で全体の55.3%、5年生では75.5%、中学校2年生で90.4%と高く、図書館への利用頻度、関心度の低さが見られました。(図10[下図]) また、その理由として最も多かったのは、どの年齢においても「勉強や塾、部活動、習い事で忙しいから」という理由でした。(図11[12ページ])

このことから、図書館は、子どもたちにとって魅力的な図書館を目指し、多様な蔵書の整備をはじめ、現在のサービスの継続・充実に努めるとともに、読書の楽しさを積極的に伝え、年齢、発達、興味に応じた本選びの支援を積極的に行っていく必要があります。また、読書活動推進の拠点施設として、保育園・認定こども園や学校などの関係機関と連携を図りながら、より一層、市の子どもの読書活動を推進するための取り組みが求められています。

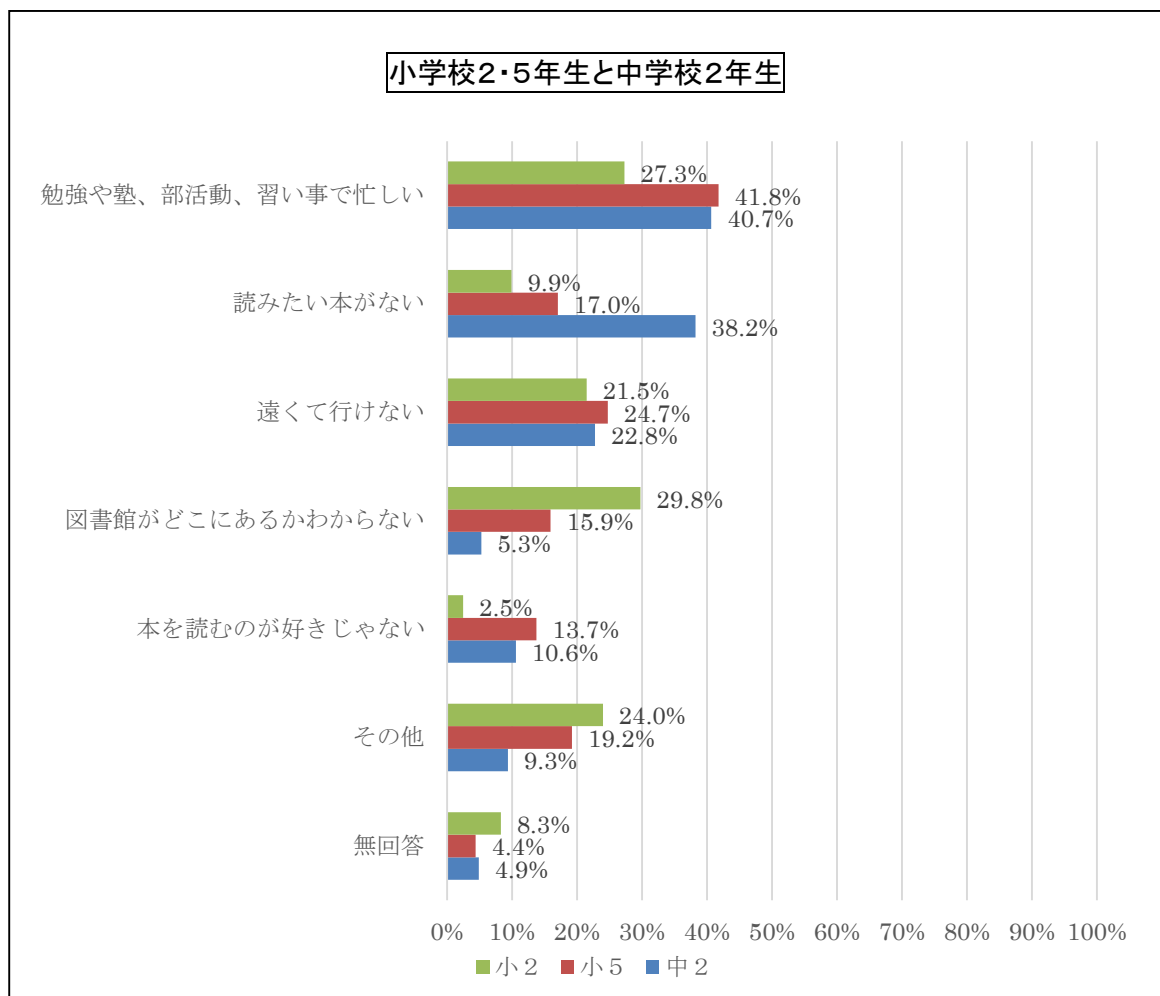
〈図10〉～アンケート結果より～

【質問】あなたは本を読んだり借りたりするために(お子さんの本を借りるために)胎内市図書館へ行きますか。



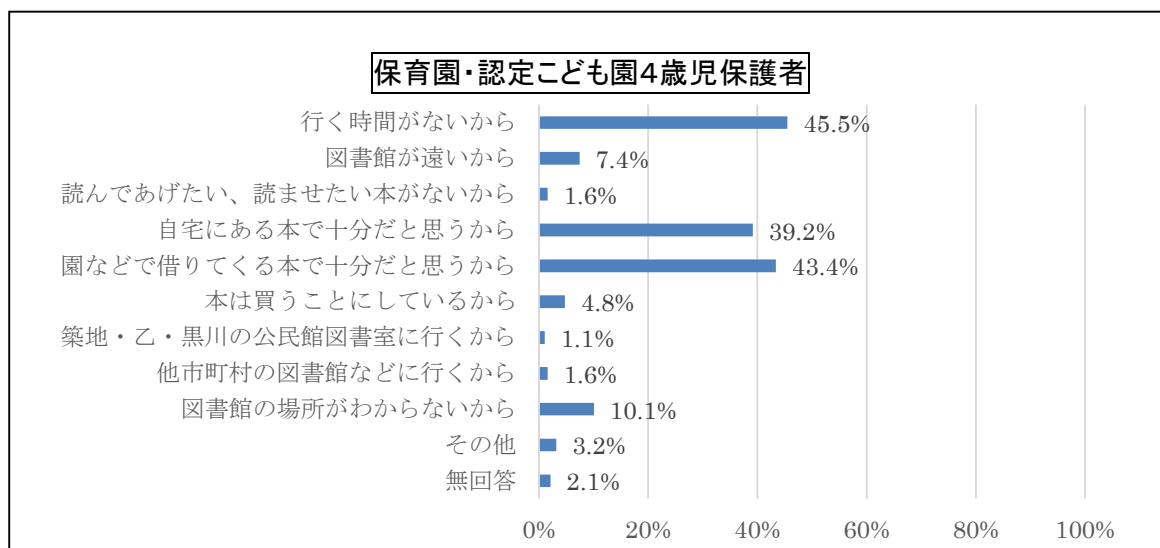
〈図11〉～アンケート結果より～

【質問】(胎内市図書館へ「1年に1, 2回くらい行く」、「まったく行かない」と回答した人に)それはなぜですか。(複数回答可)



〈図12〉

【質問】(胎内市図書館へ「数か月に1回くらい」、「利用していない」と回答した人に)それはなぜですか。(複数回答可)



(2) 推進のための方策

① 図書館資料の充実【充実】

絵本や紙芝居、児童図書等の図書館資料の充実を図り、魅力ある図書館づくりに努めます。また、調べ学習や総合的な学習の時間などのための図書の充実を図ります。

② ヤングアダルトコーナーの設置【新規】

ヤングアダルト^{※9}コーナーを設置し、読書離れになりがちな中学生・高校生向けの図書の収集に努めます。

③ 専門性の向上【継続】

児童サービスに携わる図書館職員は、子どもの本に関する豊富な知識と、子どもに対する深い理解を必要とします。それに必要な知識と技能を身につけるための研修を受け専門性の向上に努めます。

④ 読み聞かせ会やイベントの実施【継続】

子どもに読書の楽しさを伝えることを目的とした読み聞かせ会やイベントを実施します。

⑤ 保育園・認定こども園、学校などへの支援【充実】

保育園・認定こども園、学校などでの読み聞かせの実施や団体貸出、読書活動に関する情報提供を行うなど読書活動推進の連携、支援に努めます。

⑥ ボランティアの育成と連携支援【新規】

図書館や学校などさまざまな場所で読み聞かせを行うボランティアの養成講座や知識・技能の向上のための講習会などを行い、その育成に努めるとともに、ボランティアグループ間の連携の支援にも努めます。

⑦ 定住自立圏内図書館の連携【新規】

新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏^{※10}内における図書館相互の連携を図り子どもの読書活動の推進のためのサービス向上、充実に努めます。

※9 ヤングアダルト

「大人と子どもの中間の世代」を意味する図書館用語で、おおよそ中学生から高校生くらいの世代を示す。

※10 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏

新発田市を中心市として隣接する胎内市、聖籠町の3つの自治体が様々な分野で相互連携し、共存共栄しながら自立的かつ持続的な地域づくりを目指すという構想。

【参考資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

~~~~~  
衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。